

事 務 連 絡
平成 2 4 年 3 月 1 6 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬食品局総務課

卸売販売業における医薬品の販売等の相手先に関する考え方について（その 2）

平素より厚生労働行政に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

薬事法施行規則（昭和 3 6 年厚生省令第 1 号）第 1 3 8 条に規定する卸売販売業における医薬品の販売等の相手方に関する考え方については、「卸売販売業における医薬品の販売等の相手先に関する考え方について」（平成 2 3 年 3 月 3 1 日付け厚生労働省医薬食品局総務課事務連絡。以下「事務連絡」という。）の別紙において、その具体的事例を示しているところですが、今般、別記のとおり新たな事例等を追加することにしましたので、その取扱いについては、下記に留意して取り扱うようお願いいたします。

記

卸売販売業者が医薬品を販売等する場合において、事務連絡の別紙に記載する事例以外にも、別記（事例 3 9）及び（事例 4 0）の場合については、その販売等の相手方として認められる事例であること。ただし、具体的には、個別事例ごとに判断されるべきものであること。

また、「薬事法の一部を改正する法律等の施行等について」（平成 2 1 年 5 月 8 日付け薬食発 0 5 0 8 0 0 3 号厚生労働省医薬食品局長通知）が本日付けで一部改正されたことに伴い、事務連絡を業務の参考とされる際には、事務連絡の別紙右欄で示した⑮ケは、⑮コと読み替えされたいこと。

(別記)

	施行通知 関連項目 (参考 (注1))
(事例 3 9) 学校の長に対して、歯科医師の指示に基づき行う、う蝕予防のためのフッ化ナトリウム洗口剤を販売する場合	⑮ケ
(事例 4 0) 医療従事者（医師又は看護師）が患者等搬送用自動車に同乗できる体制を整備している患者等搬送事業者に対し、搬送中の医療行為に必要な医療用酸素を販売する場合	⑮コ

(注 1) 施行通知第 3 の I の 4 の (1) の①から⑮コに規定される各項目のうち、各項に関連のある項目番号を示すものであること。